

# くらしき 農業委員会 だより

## 第 1 9 号

平成 1 9 年 3 月

発行 倉敷市農業委員会  
編集 倉敷市農業委員会事務局  
☎ (086) 426-3895

ホームページアドレス ++++ <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/nogyo/index.html> ++++



▲ 甘い薫りのスイートピー（市内船穂の井上学さんのビニールハウスで）

### （写真の説明）

山陽自動車道を見下ろす、鶏尾けいおという地名の小高い丘陵地にスイートピーのハウスがずらりと並んでいます。その一棟、井上学さんのビニールハウスを訪問させていただきました。

中に入ると、出荷の最盛期を迎えている背丈ほどの白やピンク、紫などの花が何列にもびっしりと咲き、ほのかに甘い薫りが漂っています。

花言葉は「門出、優しい思い出」  
（続きは4面で）

### 主 な 記 事

	頁
・ 視察研修報告.....	2
・ 農地改良届出とは？.....	2
・ 農地の転用には許可届出が必要です.....	2
・ 遊休農地の調査を行なっています.....	2
・ 耕作していますか？ 相続税・贈与税納税猶予農地 .....	2
・ 農業者年金に加入しましょう.....	3
・ 農地法による許可権限が県知事から移譲されます.....	3
・ 小作地の合意解約及び相続の手続きについて.....	3
・ 表紙の写真の紹介.....	4
・ 新しい農業委員の紹介.....	4
・ 農地の移動状況.....	4
・ お知らせ.....	4
・ 編集後記.....	4

### 視察研修報告



篠山市での研修風景（第一班）

倉敷市農業委員会では、昨年十一月十四日から十五日、及び十六日から十七日の二班に分かれて先進地視察研修を実施いたしました。

農業従事者の高齢化と担い手の減少等により、遊休農地が増加し農地の荒廃化が問題となっております。

そのため、今回の視察研修では遊休農地の対策を積極的に行なっている農業委員会を訪問し、視察研修させていただきました。



西島園芸団地での施設見学（第二班）

一班（農業委員二十名）は、兵庫県の篠山市の農業委員会、二班（農業委員十七名）は、高知県香南市の農業委員会を訪問し、主に遊休農地対策などについて説明を受けた後、意見交換等を行ないました。今後の倉敷市の遊休農地対策に活かしていきたいと考えています。

また、施設研修では、一班は先進的な生涯学習施設「ガレリア亀岡」の旬の野菜等が並ぶ朝市を、二班は西島園芸団地のハウス栽培でのメロン作りを見学いたしました。

### 農地改良届出とは？

農地改良とは、農業上の利用の改善を目的として盛り土や掘削などの行為をいいます。（例、田から畑への変更）

土砂を搬入して農地を改良するときには、必ず事前に農業委員会に相談してください。

なお、倉敷市農地改良指導要綱の面積要件については、平成十九年四月一日から「一〇〇〇㎡以下」を「一、〇〇〇㎡未満」に改正します。

### 農地の転用には許可、届出が必要です。

農地の転用とは、農地を農地以外のものにする事です。たとえば、農地を住宅や駐車場、資材置場などにするような行為をいいます。

このような場合は、市街化区域では「届出」、市街化調整区域では「許可申請」が必要です。

特に、市街化調整区域の農地では、いろいろな制約がありますので、早めに農業委員会に相談してください。

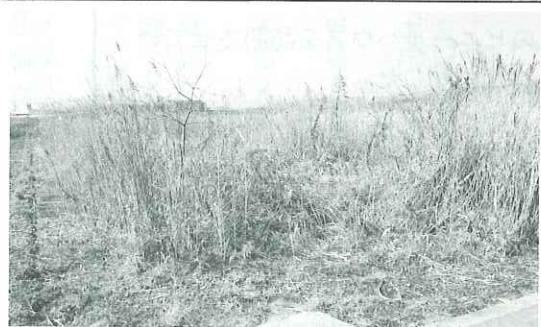
### 遊休農地の調査を行なっています

倉敷市では農業従事者の高齢化と担い手の減少等により遊休農地が増加し、農地の荒廃化が問題となっております。

特に、遊休農地については、農地の荒廃化のみならず、病害虫の発生の原因になるなど、隣地への悪影響も懸念されています。

そのため、農業委員会では、現在市内に点在する遊休農地（農地であって、現に耕作の目的に利用されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に利用されないと見込まれるもの）の調査を行なっております。

遊休農地の調査は、農業の利用増進に資する重要な事業ですので、皆様のご協力よろしくお願いいたします。



荒廃した農地

### 耕作していただけますか？ 相続税・贈与税納税 猶予農地

相続税および贈与税の納税猶予の特例を受けている農地は、耕作者自ら耕作しなければなりません。また、農地改良（田を畑に変更するなど）する場合には、必ず事前に税務署に相談してください。

全国農業新聞の購読申込は農業委員会または地区農業委員へ

全国農業新聞

購読料一ヶ月六〇〇円 週一回（金曜日）発行

一人ひとりの農業者を応援する

# 農業者年金に加入しましょう

魅力いっぱい農業者年金

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は、だれでも加入できます。

※農業者年金制度の特色

- ① 年金原資を自分で積み立てる積立方式の確定拠出型年金です。
- ② 保険料の額は自由に決められます。  
(月額2万円～6万7,000円まで千円単位)
- ③ 80歳までの保証がついた終身年金です。
- ④ 支払われた保険料は、全額社会保険料控除の対象になります。
- ⑤ 認定農業者などの担い手には保険料の国庫助成があります。



**農地法による  
許可権限が  
県知事から  
移譲されます**

平成十九年四月一日から農地法第四条・五条による市街化調整区域内における農地の転用許可に関する権限と、農地法第二十条による農地賃貸借の解約の許可に関する権限が岡山県知事から倉敷市長に移譲されることとなりました。そのため、農業委員会が倉敷市長から委任を受けて、農地の転用許可に関する事務と農地の賃貸借の解約許可に関する事務を行なうこととなります。



刊行一覧のお問い合わせは農業委員会へ  
ます。

これまでは、農業委員会において転用や解約の許可が相当かどうかの意見を付して県知事あてに書類を進達していましたが、この手続きが不要となります。

また、これに伴って毎月の申請書の締切日を従来の二十二日から二十五日(二十五日が休日の場合には直後の開庁日)に変更いたします。

なお十二月に限り変更することがありますので、詳細につきましては農業委員会事務局までお尋ねください。

## 小作地の合意解約 および相続の手続き について

### 小作地の合意解約

小作地の賃貸借関係を解約するには、賃貸人および賃借人の合意による「所定の通知書」のほか「合意解約を証す

る書面」、「土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る)」を農業委員会に提出することが必要です。(口頭での解約はできません)

### 小作地の相続

小作地は耕作する相続人に継承されます。手続きとしては、「所定の通知書」および「遺産分割協議書」、「相続人であることが確認できる戸籍謄本」、「住民票」などを農業委員会に提出することが必要です。

□問い合わせ先

倉敷市農業委員会事務局

☎(〇八六)

四二六一三八九五



明日の農業・農村も拓く

全国農業図書

申込みは農業委員会へ



**表紙の写真の紹介**

スイートピーの船穂の生産量は県下でトップ。栽培面積は六ヘクタールで県の約八割、一千万本を生産しています。出荷先は関東、関西が中心で、最盛期は十二月から四月の上旬までで、花ことばにもあるように入学式や卒業式、結婚式などの贈答に使われています。井上さんは十五色の種類を栽培していますが、船穂全体では四十色の種類が生産されているそうです。

人の丈ほどに伸びた茎をよく見ると、土の上に長い茎が何本も横たわっています。成長期は長さが十数メートルになるため、作業がしやすく花にも良い環境づくりとして、何回も丈を下げて調整します。少しでも曲がると出荷できないそうで、細かいところにも気遣いをされています。現在は、奥さんとご両親の四人に加えて七人を雇い栽培していますが、非常に忙しいとのことでした。

栽培をするうえで一番の課題は天候だそうです。しかし、これはどうにもなりません。もう一つは、連作による病気。これも、菌が深く潜伏していると消毒がむずかしいようです。温度調節も重要ですが、昨年はA重油などの油の高騰にも苦慮されたそうです。

皆さんに親しまれているスイートピーを栽培されている井上さんをはじめニューファミリー六人を含む二十一人の栽培農家の皆さん頑張ってください。



吉田 徹 農政部会



山畑 滝男 農地部会



松浦 謙二 農地部会



赤木 裕介 農政部会



岡山西 嘉作 農地部会

【新しい農業委員の紹介】  
農業協同組合推薦委員  
平成十八年七月一日選任  
されました。

市議会推薦委員  
平成十九年二月八日選任  
されました。

老後生活の設計は万全ですか？ 農業者年金に加入しましょう！

### 農地の移動状況

最近五年間の農地法に基づく農地の移動状況です。

種別	(面積単位=アール)							
	第3条 (農地の権利移動)		第4条 (自分の農地の転用)		第5条 (農地の権利移動と転用)		第20条 (小作の解約)	
年次	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
14	207	2,287	244	1,228	645	2,963	69	645
15	248	2,829	276	1,526	709	3,395	77	860
16	217	2,490	294	1,581	768	3,691	76	754
17	306	3,190	302	1,883	907	4,718	114	1,388
18	302	3,292	351	2,233	888	5,013	80	833

### 《お知らせ》

農業委員会事務局の電話は左記のとおりです。

- 本庁 高層棟 6階 426-3895
- 児島支所 4階 児島駐在 473-4374
- 玉島支所 2階 玉島駐在 522-8126
- 真備支所 1階 真備駐在 (0866) 98-5042
- 庄支所 産業建設係 462-1212
- 茶屋町支所 産業建設係 428-0001
- 船穂支所 産業係 552-5110
- 水島支所には、事務局はありません。

### 編集後記

「くらしき農業委員会だより」第十九号をお届けします。わが国の食料自給率は40%、エネルギー自給率は4%といわれています。

食糧の確保は、自給自足を政治の基本とすべきであり、早急な対策が必要ではないでしょうか。

なお、本紙の印刷は、身体障害者授産施設の「くれたけ荘」へお願いしています。

(事務局 鎌田)

農業者年金の加入申し込みはJAまたは農業委員会へ